

第10章 環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における、当該環境の状況の把握のための措置

事後調査計画の検討に当たっては、以下に示す考え方を基本とした。

- ① 事後調査の必要性等の検討に当たっては、「予測の不確実性の程度」、「環境保全措置の効果の程度」を勘案する。
- ② 事後調査項目、手法の選定に当たっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とする。
- ③ 事後調査の実施そのものに伴う環境への影響を回避又は低減するため、可能な限り環境への影響の少ない調査手法を選定するものとする。

10.1. 事後調査を行うこととした理由

事後調査を行うこととした理由を表 10.1-1 に示す。

10.2. 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法を表 10.1-1 に示す。

10.3. 事後調査の結果、環境影響の程度が著しいと確認された場合の対応方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合には、関係機関と連携をとり、必要な措置を講ずるものとする。

10.4. 事後調査の結果の公表の方法

調査結果の公表は、原則として事業者が行うものとし、公表時期・方法等については、関係機関と連携しつつ適切に実施するものとする。

10.5. 調査の実施者

調査の実施者：西日本旅客鉄道株式会社

表 10.1-1(1) 事後調査の概要

環境影響評価項目		事後調査の概要	
環境要素の区分	影響要因の区分		
騒音	列車の走行	事後調査時期及び頻度	供用後 1 回
		事後調査を行うこととした理由	鉄道騒音の予測は、これまでの環境影響評価において実績のある手法であり、予測の不確実性は小さいと考えられる。 しかし本項目は、沿線住民の生活環境に密接に関係するため、環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。
		調査項目	鉄道騒音
		調査手法	「在来鉄道騒音測定マニュアル」（平成 22 年 5 月、環境省）に定める方法

表 10.1-1(2) 事後調査の概要

環境影響評価項目		事後調査の概要	
環境要素の区分	影響要因の区分		
振動	列車の走行	事後調査時期及び頻度	供用後 1 回
		事後調査を行うこととした理由	鉄道振動の予測は、これまでの環境影響評価において実績のある手法であり、予測の不確実性は小さいと考えられる。 しかし本項目は、沿線住民の生活環境に密接に関係するため、環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。
		調査項目	鉄道振動
		調査手法	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月、環大特 32 号）に定める方法